

仕 様 書

1 件名

定期健康診断等業務委託（単価契約）

2 目的

岡山県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）職員の健康管理について労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき職員の健康を確保することを目的とし、健康管理業務を効果的に行うため定期健康診断を単価契約により実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 健康診断の業務仕様（種類及び検査項目）

健康診断の種類及びその検査項目は次のとおりとする。ただし、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等法令に定める検査項目について、法律が改正になった場合は、法定どおりの項目とする。

(1) 雇入時の健康診断

労働安全衛生規則第 43 条第 1 項の規定に基づく、別表 1 に掲げる項目とする。（ただし、労働安全衛生規則第 43 条第 1 項ただし書きを適用する。）

(2) 定期健康診断

労働安全衛生規則第 44 条第 1 項の規定に基づく、別表 1 に掲げる項目とする。（ただし、労働安全衛生規則第 44 条第 2 項から第 4 項を適用する。）

(3) 特定業務（深夜業）従事者の健康診断

労働安全衛生規則第 45 条第 1 項の規定に基づく、別表 2 に掲げる項目とする。（ただし、労働安全衛生規則第 45 条第 1 項後段及び第 2 項から第 4 項を適用する。）

(4) 特定化学物質取扱等業務従事者健康診断

特定化学物質障害予防規則第 39 条の規定に基づく、別表 3 に掲げる項目とする。
対象となる特定化学物質はジクロロメタン、マンガン又はその化合物、クロム酸又はその塩、シアン化カリウム、コバルト又はその無機化合物、クロロホルムである。
なお、対象となる特定化学物質に変更が生じた場合は、法令に従い当該対象物質に対応した検査項目を実施することとする。

(5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断

有機溶剤中毒予防規則第 29 条の規定に基づく、別表 4 に掲げる項目とする。
対象となる有機溶剤はトルエン、N,N-ジメチルホルムアミド、ノルマルヘキサン、

二硫化炭素である。

なお、対象となる有機溶剤に変更が生じた場合は、法令に従い当該対象物質に対応した検査項目を実施することとする。

(6) VDT健康診断

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」に基づく別表5に掲げる項目とする。

(7) 婦人科健康診断

別表6に掲げる項目とする。

5 実施場所

(1) 巡回による健康診断：岡山浄水場（岡山市東区寺山 650 番地）

(2) 医療機関での健康診断：受託者の医療機関

巡回による健康診断がやむを得ず受診できない職員については、受託者の医療機関において受診できることとする。なお、詳細は、企業団と協議の上、決定するものとする。

6 健康診断の種類及び受診予定者数

（※予定者数はあくまでも企業団が見込む延べ人数であり、決してこの数量を確約するものではないことに留意すること。）

(1) 雇入時の健康診断	8人
(2) 定期健康診断	33人
(3) 特定業務（深夜業）従事者の健康診断	28人
(4) 特定化学物質取扱等業務従事者健康診断	
ア ジクロロメタン	14人
イ マンガン又はその化合物	14人
ウ クロム酸又はその塩	1人
エ シアン化カリウム	12人
オ コバルト又はその無機化合物	18人
カ クロロホルム	1人
(5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断	
ア 基本検査	20人
イ トルエン	8人
ウ N,N-ジメチルホルムアミド	12人
エ ノルマルヘキサン	18人
オ 二硫化炭素	1人
(6) VDT健康診断	17人

(7) 婦人科健康診断

8人

7 健康診断の実施方法等

(1) 検査項目

別表1から別表6に掲げるとおり。

(2) 実施時期等

ア 雇入時の健康診断は平成31年4月中に実施する。ただし、平成31年5月以降採用の職員がいるときは、随時実施するものとする。受診時期については、企業団と協議の上、決定するものとする。実施場所は仕様書5(2)の場所とする。

イ 平成31年6月から平成31年7月の間に、下記の健康診断を同日1回のみ実施する。実施場所は仕様書5(1)の場所とする。

(ア) 特定業務（深夜業）従事者の健康診断

(イ) 特定化学物質取扱等業務従事者健康診断

(ウ) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断

ウ 平成31年12月から平成32年1月の間に、下記の健康診断を同日1回のみ実施する。実施場所は仕様書5(1)の場所とする。

(ア) 定期健康診断

(イ) 特定化学物質取扱等業務従事者健康診断

(ウ) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断

(エ) VDT健康診断

(オ) 婦人科健康診断

エ 仕様書7(2)イ、ウの時期に巡回検診を受診できなかった当企業団職員がいた場合、後日、仕様書5(2)にて予定していた健康診断を受けるものとする。受診時期については、企業団と協議の上、決定するものとする。

(3) 業務の実施方法

ア 業務の事前打合せ

受注者は、受注決定後速やかに、業務の実施方法及び内容の詳細について、企業団と打合せを行うものとする。

イ 受診票の作成及び納入

(ア) 受注者は健康診断の実施日程を、前々月20日までに企業団に報告する。

(イ) 企業団は、上記の計画に基づき、月単位で受診予定者リストを作成し、これを原則として受診予定月の前月10日までに受注者へ受け渡す。

(ウ) 受注者は上記によって得られた情報を基に受診票等を作成する。

(エ) 巡回による健康診断、医療機関での健康診断ともに、受診にあたっての注意事項等（飲食可能時間、服装等の注意、医療機関の予約方法の詳細等）を記載した説明書等を各受診者の受診票に同封すること。

(オ) 受注者は、受診票等を別途受注者が用意する文書とともに、所属名、氏名が明らかになるよう個別に封筒に入れる。

(カ) 上記の受診票等を所属ごとに仕分け、受診予定月の前月 25 日までに企業団へ納入する。

ウ 健康診断の実施

(ア) 健康診断は、原則、平日の月曜日から金曜日 9 時から 17 時の間に実施し、実施時間については、企業団と協議の上、決定するものとする。

(イ) 健康診断に必要な機材・物品（検査容器等を含む）等は、受託者がすべて準備すること。ただし、健康診断を岡山浄水場内で実施する場合、健康診断で使用する机、椅子等については、企業団側が提供できることとする。

(ウ) 健康診断の会場は、健康診断開始前までに受注者が設営し、健康診断終了後は、速やかに原状に戻すこととする。

(エ) 検査途中で緊急に措置すべき所見が認められた場合は、直ちに担当職員に連絡し、当該検査結果を提出すること。

(オ) 各種健康診断において、共通する検査項目は重ねて実施しない。

(カ) 受診者が受診票等を持参しなかった場合に備え、受付には未印字の受診票を備え付けておくものとする。

(キ) 当日受診できなかった者の取扱いは、別途協議するものとする。

エ 健診結果に基づく判定

(ア) 受注者は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行う。

(イ) 健康診断結果報告書の有所見者数の判定方法については、健康診断結果報告書作成前に担当者に説明すること。

オ 健康診断結果報告書等の納品物

(ア) 労働安全衛生法第 66 条の 6 に基づく、健康診断の通知のため、結果票を各個人単位ごとに封筒に封入し、所属ごとに仕分けること。なお、要精密検査又は要治療対象者には対応する通知書及び紹介状を作成し、受診者用の結果票に同封する。

(イ) 企業団保管用の結果票は個人単位ごとに作成し、提出すること。なお、受診者ごとの封入は不要であるが、所属ごとに仕分けること。

(ウ) 健康診断の種類ごとに、健康診断結果一覧表を 1 部提出すること。

(エ) 要精密検査又は要治療対象者一覧表を 1 部提出すること。

(オ) 労働安全衛生規則 51 条及び同規則様式 5 に基づく、健康診断個人票を提出すること。また、有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断を受けるものについては、それぞれの根拠法令に基づく健康診断個人票を提出すること。

(カ) 健康診断のそれぞれの根拠法令に基づく様式で、労働基準監督署へ提出可能な健康診断結果報告書を提出すること。

(キ) (ア)から(オ)の納品物については、受診後 30 日以内に納品するものとする。

(カ) の納品物については、担当職員と協議の上、適宜、納品するものとする。

8 秘密の保持

受注者は本契約に関して、企業団が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。

9 個人情報

(1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、必要な個人情報対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

(2) 業務遂行にあたり使用する封筒については、個人情報を封入するため、中が透けない色・材質のものを使用することとする。

10 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ企業団が認めた場合を除き、全て受注者の負担とする。

11 委託料の請求方法

(1) 本件業務に係る委託料の請求金額は、各検査の契約単価にそれぞれ実施者数を乗じた額とする。

(2) 委託料の請求は、一月ごとに行うものとする。

(3) 委託料の請求は、健康診断結果の報告が適正に行われ、企業団の検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。

(4) 請求書は、健康診断の種類ごとに作成するものとする。

(5) 委託料の請求の際には、検査項目ごとの受診者が明らかとなるような資料を添付するものとする。

12 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、企業団が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

13 再委託の禁止

受注者は、あらかじめ企業団に許可を受けた場合を除き、業務の一部を第三者に再委託してはならない。

14 その他

- (1) 受注者は、業務責任者を定め、企業団に報告するものとする。業務責任者は、企業団の担当職員と緊密な連携を保ち、業務が円滑に実施されるよう努めるものとする。
- (2) 健康診断の実施にあたっては、医師及び技術者等の適正な配置等により、円滑な実施に努めること。
- (3) 健診会場の設営にあたっては、受診者のプライバシーの保護に配慮すること。
- (4) この業務により発生した廃棄物等は、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係法令及び行政指導を遵守し、全て受注者の責任により処分すること。
- (5) 健診車両の施設構内への乗り入れ及び駐車場所については、企業団の指示に従うとともに、安全に十分配慮するものとする。
- (6) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合には、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、受託者に報告すること。
- (7) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (8) 健康診断にかかわる部分で、仕様書に書かれていない事項は、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づくこと。
- (9) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度受託者と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

別表1 雇入時の健康診断、定期健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	身体計測	身長、体重、肥満度 (BMI)、視力	
2	視力検査	遠距離	
3	聴力検査	オーディオメーター	
4	血圧測定	座位	
5	尿検査	糖、蛋白	
6	問診・診察	既往症・業務歴の調査、自・他覚症状の有無	
7	胸部X線検査		
8	身体計測	腹囲測定	
9	血液検査	貧血検査 (RBC、Hb) 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP) 脂質検査 (TG、HDL-c、LDL-c) 血糖検査 (BS、HbA1c)	
10	心電図検査	安静時 12 誘導	

別表2 特定業務（深夜業）従事者の健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	身体計測	身長、体重、肥満度 (BMI)、視力、聴力	
2	血圧測定	座位	
3	尿検査	糖、蛋白	
4	問診・診察	既往症・業務歴の調査、自・他覚症状の有無	
5	身体計測	腹囲測定	
6	血液検査	貧血検査 (RBC、Hb) 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP) 脂質検査 (TG、HDL-c、LDL-c) 血糖検査 (BS、HbA1c)	
7	心電図検査	安静時 12 誘導	

別表3 特定化学物質取扱等業務従事者健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	ジクロロメタン	<p>【特化則A1】</p> <p>業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、作業条件の調査、尿中蛋白、肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP、T-Bil、ALP）</p> <p>※定期検診時に血液検査を実施していた場合は、業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、作業条件の調査、尿中蛋白その他共通の検査項目は重ねて実施しない。</p>	
2	マンガン又はその化合物	業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、握力検査	
3	クロム酸又はその塩	業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、胸部X線直接撮影	
4	シアン化カリウム	業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、尿中ウロビリノーゲン検査	
5	コバルト又はその無機化合物	業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、作業条件の調査	
6	クロロホルム	<p>【特化則A1】</p> <p>業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、作業条件の調査、尿中蛋白、代謝物検査（尿中代謝物）肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）</p> <p>※定期検診時に血液検査を実施していた場合は、業務歴、自他覚症状、既往歴の調査、作業条件の調査、尿中蛋白、代謝物検査（尿中代謝物）その他共通の検査項目は重ねて実施しない。</p>	

別表4 有機溶剤取扱業務従事者健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	有機溶剤健診	問診、診察、尿蛋白、個人票作成等、有機その他	
2	トルエン	代謝物検査（尿中馬尿酸）	
3	N,N-ジメチルホルムアミド	代謝物検査（尿中N-メチルホルムアミド） 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）	
4	ノルマルヘキサン	代謝物検査（尿中2・5ヘキサンジオン）	
5	二硫化炭素	眼底検査（両眼）	

別表5 VDT健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	VDT健康診断	問診（業務歴、既往歴、自覚症状の調査）、診察、視力検査（5 m、50 cm、片眼、両眼、裸眼、矯正視力）、屈折検査（オートレフラクトメーター、レンズメーター）、調節近点検査、その他医師の認める検査	希望者のみ

別表6 婦人科健康診断

No.	検査項目	内容	備考
1	乳がん健康診断	視触診	希望者のみ
2	子宮がん健康診断	内診、子宮頸部細胞診（医師採取）	希望者のみ
3	子宮がん健康診断	経膈超音波検査	希望者のみ

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、事故等、不測に事態により委託業務の遂行が困難になった場合で、かつ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができるものとする。